

## 熊本県新型インフルエンザ等対策本部規程

### (目的)

第1条 この規程は、熊本県新型インフルエンザ等対策本部条例（平成24年条例第64号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、熊本県新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (対策推進本部)

第2条 新型インフルエンザ等の発生前における対策を推進するため、知事を本部長とする熊本県新型インフルエンザ等対策推進本部（以下「対策推進本部」という。）を設置する。

### (対策推進本部の所掌事務)

第3条 対策推進本部は、新型インフルエンザ等の発生に備え、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 感染予防、感染拡大防止策に関する事
- (2) 社会機能の維持対策に関する事
- (3) 県民及び関係機関等に対する情報提供に関する事
- (4) 医療提供体制の確保に関する事
- (5) その他新型インフルエンザ等の発生に備え必要な事項に関する事

### (副本部長)

第4条 対策本部及び対策推進本部（以下「対策本部等」という。）の副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事をもって充てる。

### (本部員)

第5条 対策本部等の本部員（以下「本部員」という。）は、別表1に掲げる者をもって充てる。

### (会議)

第6条 対策本部等の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、前項の会議に本部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (幹事会)

第7条 対策本部等に、対策本部会議等を補佐するため幹事会を置き、幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。

2 幹事会に代表幹事を置き、健康福祉部医監をもって充てる。なお、医監が不在の場合は、健康福祉部政策審議監がその職務を代理する。

3 代表幹事は、対策本部等における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、幹事会の会議を招集する。

4 代表幹事は、前項の会議に幹事以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(地域対策本部等)

第8条 各地域振興局に、新型インフルエンザ等の対策を推進するため新型インフルエンザ等地域対策本部（以下「地域対策本部」という。）を、新型インフルエンザ等の発生前における対策を推進するため新型インフルエンザ等地域対策推進本部（以下「地域対策推進本部」）を設置する。

- 2 地域対策本部及び地域対策推進本部（以下「地域対策本部等」という。）の長は、地域振興局長とする。
- 3 地域対策本部等の構成員は、地域振興局長が指名する者とする
- 4 地域対策本部等の事務局は、当該地域振興局に置く。

附 則

この規程は、平成30年9月25日から施行する。

この規程は、令和2年4月8日から施行する。

この規定は、令和2年12月23日から施行する。

この規定は、令和3年5月31日から施行する。

この規定は、令和6年10月15日から施行する。

別表1（第5条関係：対策本部等）

知事、副知事、知事公室長、総務部長、企画振興部長、理事（デジタル戦略担当）、理事（球磨川流域復興担当）、健康福祉部長、環境生活部長、商工労働部長、観光文化部長、農林水産部長、土木部長、会計管理者、企業局長、病院局長、教育長、警察本部長、議会事務局長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長、危機管理監
---

別表2（第7条関係：幹事会）

	幹 事
知事公室	知事公室付政策調整監、広報課長、危機管理防災課長
総務部	人事課長、総務厚生課長、消防保安課長
企画振興部	企画課長
健康福祉部	政策審議監、医監、健康福祉政策課長、健康危機管理課長、医療政策課長、薬務衛生課長
環境生活部	環境政策課長
商工労働部	商工政策課長
観光文化部	観光文化政策課長
農林水産部	農林水産政策課長
土木部	監理課長
出納局	会計課長
企業局	総務経営課長
病院局	総務経営課長
教育庁	教育政策課長
警察本部	警備第二課長
議会事務局	総務課長
人事委員会事務局	公務員課長
監査委員事務局	監査監
労働委員会事務局	審査調整課長